

◎家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

(令和二年四月二四日法律第二二号)

一、提案理由 (令和二年三月二四日・衆議院農林水産委員会)

○江藤国務大臣

…………… (略) ……………

続きまして、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

家畜遺伝資源は、他の家畜との品質上の差別化を図る家畜の改良という創造的な活動によって生み出され、知的財産としての価値を有しているものであります。しかしながら、家畜遺伝資源が不正に流通し、改良の成果を不正に利用した家畜の再生産が行われる事態を放置すれば、さらなる改良へのインセンティブが失われ、ひいては国全体で畜産の振興に重大な影響を及ぼすおそれがあるところです。現に、一昨年の和牛の精液と受精卵の不正な輸出が図られた事案を受け、このような危機感が広く共有され、家畜遺伝資源の不適切な流通等を防止し、その知的財産としての価値の保護を強化すべきとの社会的要請が高まっております。

こうした観点から、家畜遺伝資源について、不正な取得等の不正競争を防止し、家畜遺伝資源生産事業者の利益の保護を図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、不正競争の定義であります。

家畜遺伝資源について、人を欺いて、又は窃取する行為等により取得する行為や、その取得後に使用し、譲渡し、引渡し、輸出する行為、また、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を与える目的で、契約による制限を超えて家畜遺伝資源を使用し、譲渡等する行為を、不正競争とし、定義することとしております。

加えて、これらの行為の介在を知って、又は重大な過失によって知らないで当該家畜遺伝資源を取得し、使用等する行為、さらには、不正競争に該当する家畜遺伝資源の使用により生産された家畜や受精卵を譲渡する行為等についても、同様に不正競争とすることとしております。

第二に、不正競争による営業上の利益を侵害された者に対する民事上の救済措置等であります。

不正競争によって営業上の利益を侵害された家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害した者に対し、その差止め及び損害賠償を請求することができることとするとともに、家畜遺伝資源生産事業者の立証負担の軽減等を図ることとしております。

第三に、罰則による抑止であります。

家畜遺伝資源について、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を与える目的で、人を欺いて、又は窃取する行為等により取得する行為や、その取得後に使用し、譲渡し、引渡し、輸出する行為等について、個人に対しては十年以下の懲

役若しくは一千万円以下の罰金又はそれらの併科、法人に対しては三億円以下の罰金を科すこととしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（令和二年四月二日）

○吉野正芳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講ずるものであります。

両法律案は、去る三月二十三日本委員会に付託され、翌二十四日江藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日から質疑に入り、三十一日質疑を終局しました。質疑終局後、両法律案について順次採決いたしましたところ、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和二年三月三十一日）

（家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令二法二一）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（令和二年四月一七日）

○江島潔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、和牛精液及び受精卵の流通管理の徹底、家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化、新型肺炎による和牛需要の減少等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和二年四月一四日）

（家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令二法二一）の附帯決議と一括して掲載）